

## 新たな交渉の枠組みの考え方（案）

## 1. 交渉に関する基本的事項

- (1) 交渉の対象は、国家公務員法第108条の5に規定する勤務条件に関する事項に限定する。勤務条件に関する事項であっても、管理運営事項又は権限外事項は、交渉の対象としない。ただし、ある事項が管理運営事項であるといっても、その事務処理の結果に伴って勤務条件に影響を生じる場合、その勤務条件は、交渉の対象となるものとする。
- (2) 交渉は、出席者、議題、時間、場所その他必要な事項を予備交渉で取り決めた上で行い、予備交渉が調わない場合は交渉を行わない。
- (3) 本部、支部、分会の各段階における交渉事項を整理し、同一内容については重畳的な交渉は行わない。なお、同一の議題であっても、交渉に応じる当局の組織によってそれぞれ固有の権限があり、交渉対象とする内容に固有のものがあるときは、その部分についてそれぞれの組織で交渉を行うことはあり得る。
- (4) 交渉及び予備交渉は勤務時間内に行うこととし、1日につき1回、1時間以内を原則とする。
- (5) 交渉の場所は、会議室等の労使間の中立的な場所とし、執務室及び職員団体事務室では行わない。
- (6) 交渉の出席者は、予備交渉により当局と職員団体が予め登録した者に限定する。
- (7) 終了後、議事要旨を作成し、公表する。なお、労使間の文書確認は行わない。

## 2. 意見交換会の開催

- (1) 管理運営事項等については、前記「1. 基本的事項」のとおり交渉の対象とならないが、業務を円滑に実施する上で必要と認める場合には、開発局本局と全開発本部の間で、組織の統廃合等の勤務条件に関する管理運営事項等について、意見交換会を開催する。

- (2) 意見交換会は、議題に関する事実関係の説明、意見聴取、意見交換を行うもので、合意や意見の一致を目指すものとはしない。
- (3) 意見交換会は、出席者、議題、時間、場所その他必要な事項を事前に取り決めた上で行う。
- (4) 出席者の範囲は、当局側は開発監理部長以下の者、職員団体側は書記長以下の者とする。
- (5) 春期及び夏期に各1回行うことを基本とするが、この他の時期においても、特に必要と認める場合に限り行うことを妨げない。
- (6) 職務専念義務は免除されない。
- (7) 終了後、議事要旨を作成し、公表する。

### 3. 情報提供に関する取り扱い

勤務条件に影響を与える制度等に関する情報について、職員団体から個別に情報提供を求められたときは、職員に周知した内容の範囲内で、関係資料の提供を行うとともに必要に応じ説明を行う。なお、この場合は、職務専念義務は免除されない。